

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その3)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 外	横手産業(株)	2,052,000	平成31年4月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
2	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕 (その1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 外	(株) デイケイケイサー ビス関西	21,600,000	平成31年4月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
3	大阪城公園園路改修工事	06:造園工事	中央区	大和ハウス工業(株)	92,232,000	平成31年4月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	大阪城公園便所改修その他工事	02A:建築工事	中央区	(株) 北陽	20,898,000	令和1年5月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	東横堀川水門閘門施設油圧装置修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区	(株) IHIインフラ建設	137,700,000	令和1年5月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	東横堀川水門閘門施設開閉装置改修工 事	09D:機械器具設置 工事	中央区	阪神テクノサービス (株)	58,860,000	令和1年5月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	東横堀川水門外1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 浪速区	(株) 電業社機械製作 所	17,258,400	令和1年5月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その1)	09D:機械器具設置 工事	東淀川区 守口市 枚方市	島津システムソリュー ションズ(株)	5,940,000	令和1年5月24日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
9	鶴見緑地(咲くやこの花館)昇降機設備更 新工事	09A:昇降機設置工 事	鶴見区	フジテック(株)	22,896,000	令和1年6月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	柴島浄水場外14か所水質計器整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 外	向洋電機(株)	41,580,000	令和1年6月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
11	鶴見区老人福祉センターほか1施設エレ ベーター修繕	09A:昇降機設置工 事	鶴見区	三精テクノロジーズ (株)	2,311,200	令和1年6月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲スラッジセンター脱水機冷却水ポン プ修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株) 荏原製作所	2,808,000	令和1年6月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	天王寺動物園爬虫類生態館他1箇所自 家用発電設備修繕	04:電気工事	天王寺区	ヤンマーエネルギーシ ステム(株)	3,780,000	令和1年6月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施 設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱化工機・日揮特 定建設工事共同企業 体	496,800,000	令和1年6月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工 事	09D:機械器具設置 工事	平野区	日揮(株)	231,120,000	令和1年6月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	510,840,000	令和1年6月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	4,482,000	令和1年6月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
18	平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立産機テクノサービス	13,716,000	令和1年6月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その3）

### 2 契約の相手方

横手産業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器（低レンジ濁度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、水道機工（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、水道機工（株）より修繕業務を移管されている横手産業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

### 2 契約の相手方

（株）デイケイケイサービス関西

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）デイケイケイサービス関西のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
大阪城公園園路改修工事

2. 契約の相手方  
大和ハウス工業（株）

3. 随意契約理由

本工事は、大阪城公園西の丸庭園内で、老朽化した園路の改修を行うものである。

平成31年6月末に、大阪でG20サミットが開催されるが、急遽、平成31年1月上旬に、大阪城公園内にある西の丸庭園において関連行事が開催されることが決定した。

その後、1月25日には、西の丸庭園において関連行事を開催するにあたり、来賓者が利用する園路や迎賓館、便所等について、老朽化している箇所を改修するよう外務省から要請されたため、G20サミット開催までに速やかな対応が必要となっている。

対応にあたっては、急遽、西の丸庭園が箇所決定されたことから、債務負担設定等の予算措置が取れておらず、平成31年度予算での工事発注となり、4月から通常の入札手続きを進めた場合、6月中旬までの工事完成には間に合わないため、速やかな工事施工が必須である。

本件については、限られた工期のなか、完成時期を厳守するため契約締結直後から、円滑かつ滞りなく現場施工を行う必要があり、綿密な工程管理と適切な現場運営が求められる。

施工場所である西の丸庭園内では、4月以降、観桜ナイターが4月14日まで連日開催され、その後も土日祝日を中心に重要文化財の櫓公開、さらには大阪城公園内ウォーキングイベントの集合場所として多くの人が集まることから、来場者の安全確保を最優先に、施工箇所への立入制限や、施工箇所の変更に伴う区域変更など、施設を管理する指定管理者との工程調整は不可欠である。

また、迎賓館については、土日祝日は結婚式会場として、平日もそのほとんどがパーティーやセミナー、展示会の会場、レストランとして利用されていることから、工事の施工や資機材置き場の確保については、利用者への影響を最小限にとどめ、各イベントの開催状況により工程を柔軟に調整しなければならない。

さらに西の丸庭園は、周辺を濠で囲まれ締め切られた区域であるため、出入り口は南側に1ヶ所しかなく、工事車両の通行は本出入口に限定されるが、最も人通りが多い桜門南側の園路を経由する以外に搬入することができない。こうしたことから、本工事の園路改修に伴うアスファルト合材搬入等の車両や併せて発注する建築工事の資材搬入や廃棄物運搬等に伴う車両(10tダンプで合計約100台)は、観光客等で賑わう昼間に通行することは安全管理上困難であり、また、搬入されたアスファルトは、適切に温度を保ちながらすぐに敷きならす必要があるため、夜間に行う必要がある。そのため、夜間施工となる本工事と建築工事の資材搬入等については、限られた区域及び時間帯において輻輳した出合丁場となることから、1ヶ所しかない工事車両の出入りや限定された施工区域内での取り合い等において、安全かつ円滑、効率的な施工環境を確保するため、施工業者間の緊密な連携・調整が求められる。

加えて、西の丸庭園内にある重要文化財に指定されている千貫櫓や乾櫓、焰硝蔵を、万が一にも毀損することがないように、細心の注意を払いながら施工するこ

とが必要である、

上記の要件をすべて満たし、6月中旬までの限られた工期の中で、施工箇所及び周辺を熟知し、安全性と効率性を確保し的確に施工できる業者は、西の丸庭園をはじめとする大阪城公園の管理業務を担っている現在の大阪城公園の指定管理者である「大阪城パークマネジメント共同体（PMO）」である。

しかし、PMOとしては工事請負契約にかかる市の入札参加資格を有していないため、その構成員の中で、唯一、造園工事と建築工事の両方の入札参加資格を有する、大和ハウス工業（株）が本工事の随意契約の相手方として最も適した業者であると判断するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局 公園緑化部 公園課（電話番号：06-6469-3842）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
大阪城公園便所改修その他工事

2. 契約の相手方  
(株)北陽

3. 随意契約理由

本工事は、大阪城公園西の丸庭園内で、老朽化した便所、迎賓館外壁などの改修を行う工事である。

平成31年6月末に、大阪でG20サミットが開催されるが、急遽、平成31年1月上旬に、大阪城公園内にある西の丸庭園において関連行事が開催されることが決定した。

その後、1月25日には、西の丸庭園において関連行事を開催するにあたり、来賓者が利用する迎賓館や便所や通路となる園路について、老朽化している箇所を改修するよう外務省から要請されたため、G20サミット開催までに速やかな対応が必要となっている。

対応にあたっては、急遽、西の丸庭園が箇所決定されたことから、債務負担設定等の予算措置が取れておらず、平成31年度予算での工事発注となり、4月から通常の入札手続きを進めた場合、6月中旬までの工事完成には間に合わないため、速やかな工事施工が必須である。

本件については、限られた工期のなか、完成時期を厳守するため契約締結直後から、円滑かつ滞りなく現場施工を行う必要があり、綿密な工程管理と適切な現場運営が求められる。

施工場所である西の丸庭園内では、4月以降、観桜ナイターが4月14日まで連日開催され、その後も土日祝日を中心に重要文化財の櫓公開、さらには大阪城公園内ウォーキングイベントの集合場所として多くの人が集まることから、来場者の安全確保を最優先に、施工箇所への立入制限や、施工箇所の変更に伴う区域変更など、施設を管理する指定管理者との工程調整は不可欠である。

また、迎賓館については、土日祝日は結婚式会場として、平日もそのほとんどがパーティーやセミナー、展示会の会場、レストランとして利用されていることから、建築工事の施工や資機材置き場の確保については、利用者への影響を最小限にとどめ、各イベントの開催状況により工程を柔軟に調整しなければならない。

さらに西の丸庭園は、周辺を濠で囲まれ締め切られた区域であるため、出入口は南側に1ヶ所しかなく、工事車両の通行は本出入口に限定されるが、最も人通りが多い桜門南側の園路を経由する以外に搬入することができない。こうしたことから、工事の資材搬入や廃棄物運搬等に伴う車両や併せて発注する造園工事の園路改修に伴うアスファルト合材搬入等の車両(10tダンプで合計約100台)は、観光客等で賑わう昼間に通行することは安全管理上困難であり、早朝など昼間を避けた時間帯に行く必要がある。そのため、本工事や夜間施工となる造園工事の資材搬入等については、限られた区域及び時間帯において輻輳した出合丁場となることから、1ヶ所しかない工事車両の出入りや限定された施工区域内での取り合い等において、安全かつ円滑、効率的な施工環境を確保するため、施工業者間の緊密な連携・調整が求められる。

加えて、西の丸庭園内にある重要文化財に指定されている千貫櫓や乾櫓、焰硝蔵を、万が一にも毀損することがないように、細心の注意を払いながら施工するこ

とが必要である。

上記の要件をすべて満たし、6月中旬までの限られた工期の中で、施工箇所及び周辺を熟知し、安全性と効率性を確保し的確に施工できる業者は、西の丸庭園をはじめとする大阪城公園の管理業務を担っている現在の大阪城公園の指定管理者である「大阪城パークマネジメント共同体（PMO）」である。

しかし、PMOとしては工事請負契約にかかる市の入札参加資格を有していないため、その構成員の中で、入札参加資格を有する、大和ハウス工業（株）が本工事の随意契約の相手方として最も適した業者として、契約締結に向けて価格交渉を行った。

大和ハウス工業（株）との価格交渉の結果、造園工事は交渉が成立したものの、建築工事は交渉が成立せず契約不調となった。

前述のとおり、本件ではG20サミット開催までに速やかな対応が必要であり、6月中旬までの限られた工期の中で、施工箇所及び周辺を熟知し、安全性と効率性を確保し的確に施工できる業者の選定が必要である。

再検討において、同等の効果が認められる事業者の選定が必要となることから、以下の点を踏まえ選定について検討した。

- ・大阪城で求められる環境下での施工実績があり、大阪城パークマネジメントとの連携により施工箇所及び周辺の熟知・安全性と効率性を確保し施工できる
- ・限られた期限内における完成に必要な現場体制が確立している
- ・大和ハウス工業（株）においては、限られた期限内での施工完了に向けた協力体制の構築・連携を行う旨の意向を確認している

上記を踏まえ、検討の結果以下の通りである。

- ・現在、大阪城公園内で建築工事を実施している業者は（株）北陽の1社のみである。
- ・当該建築工事は豊臣期の石垣に関連する施設の整備を行うもので、既に本工事へ対応できる施工体制が確立されており、本工事の施工箇所である西の丸庭園及び公園内周辺の状況を熟知している。
- ・当該建築工事も大阪城パークマネジメント共同体（PMO）との連携が不可欠で、既に当該業者とは連携が構築されている。

よって、限られた期限内で、安全性と効率性を確保し的確に施工できる事業者として（株）北陽が最適である。

なお、本件については、都市整備局及び建設局において監督を確実に実施する。

以上の理由により、本工事における安全性と効率性を両立した施工体制が構築できる当該業者の（株）北陽が本工事の随意契約の相手方として最も適した業者であると判断するものである。

#### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課（電話番号：06-6633-2381）

## 随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門閘門施設油圧装置修繕

2 契約の相手方

(株) I H I インフラ建設

3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今回修繕を行う同水門のマイターゲートの油圧シリンダー並びにラジアルゲートの油圧ユニット内部部品が経年劣化により作動油の漏油が判明し、現状のままでは、マイターゲートならびにラジアルゲートの操作に支障をきたし船舶の通行及び東横堀川・道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

本修繕は、油圧装置を整備するものであるが、同水門は(株)栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達することができない。また修繕にあたっては、水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株) I H I インフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は(株) I H I インフラシステムから上記業者に業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

東横堀川水門開門施設開閉装置改修工事

### 2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

### 3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（開門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

本工事は大雨時の水位調整機能・道頓堀川および東横堀川の水質保全・船舶の通行に悪影響を及ぼさないよう同水門の内・外水位調整を行うバイパスゲート開閉装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するため、耐用年数に達した部品の取替を行うものである。

本機器は阪神動力機械(株)の独自技術により設計・製作されており、工事にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行い、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、阪神動力機械(株)の水門保守点検整備業務は、上記業社に業務移管されていることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

東横堀川水門外1排水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

東横堀川水門及び道頓堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（開門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今回修繕を行う東横堀川水門及び道頓堀川水門の排水ポンプは、治水機能と水質浄化機能を補う設備であるが、長時間の運転によりモーター等の回転部に使用している部品が経年劣化により、軸受部が浸水するおそれが懸念され、不具合が発生した場合には、河川排水ができず大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能を維持するため予防保全を目的に計画的な修繕を行う。

本修繕は、排水ポンプを分解整備するものであるが、本機器は(株)電業社機械製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、機器を構成する各装置や部品は、他社から調達することができない。また修繕にあたっては、排水ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-7414）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

## 2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（\*TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、（株）島津製作所より\*TOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

\*TOC計：オンライン型環境水質分析計

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鶴見緑地（咲くやこの花館）昇降機設備更新工事

## 2 契約の相手方

フジテック(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、咲くやこの花館に設置しているエレベーターを更新するものである。

当該エレベーターは競争入札によりフジテック(株)が落札し、かご内寸法奥行1,350mm×幅1,400mm、油圧式エレベーターを設計・製作のうえ平成元年5月に設置した。

咲くやこの花館は、車いす利用者及び高齢者等を含む不特定多数の方が利用される施設であり、上記利用者に対応できる施設規模の設置において、当該施設の昇降路内には建物の柱が設置され、昇降路形状に制約を受ける特殊な施工条件となる構造であったため、設置エレベーターにおいては、機械室などの機器配置において柔軟に対応が可能であり、当該設置個所にも対応できる油圧式を採用し、競争入札により現行規格施設を設置したものである。

当該設備は国土交通省が定める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月策定）」及び施行令（以下、バリアフリー新法）において、バリアフリー化基準への適合が求められており、かご内奥行寸法1,200mm以上を確保する必要がある。

しかしながら、既設エレベーターを撤去・更新する場合、現在各メーカーは、油圧式エレベーターの設計・製作は行っておらず、また、各メーカーが現在採用しているロープ式エレベーターでは、機械室などの機器配置において当該施設の施工条件を満たす柔軟な対応ができず、昇降路内の機器配置を変更しても、かご内奥行寸法1,100mm以下のエレベーターしか設置することが出来ないためバリアフリー新法の基準を満たすことができないことが判明した。

当該設備は設置後約30年経過（耐用年数約25年）しており、老朽化により設備更新が必要となっているが、バリアフリー新法の基準を満たし当該エレベーターの更新を行うには、既設エレベーターの既存施設の一部（乗場の戸及び戸開閉装置、緩衝器等の構成部品等）を存置、再用し、更新が必要となる制御盤、油圧ユニット、油圧ジャッキ式、かごの戸及び戸開閉装置、かご及び乗場の操作盤等の更新を行わなければならない。

エレベーターは、製造者独自の技術で設計・製作されており、既設エレベーターの機器構成部品を一部存置し、再用して更新を行うためには、当該エレベーターの構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、また、不特定多数の方が利用される施設に設置したエレベーターであり、高い安全性の確保も求められ、他社が工事を言い不具合が生じた場合、責任の所在があいまいとなるため、製造者が更新を実施することにより、不具合が生じた際の責任の一元化、早急な対応及び一貫した性能保証を持たせることが出来る。

以上のことから、本工事の施工条件（能力）を満たす業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外14か所水質計器整備修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、城東配水場、咲洲配水場、住吉配水場、住之江配水場、大淀配水場、巽配水場、長居配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、東淀川浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該修繕業務を行っていた部門は、横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より当該水質計器の修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見区老人福祉センターほか1施設エレベーター修繕

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

### 3 随意契約理由

当該施設のエレベーターは、平成31年1月に昇降用インバーターユニット等の故障により、運用が停止する不具合が発生した。当該施設は保育園との併合施設であり、高齢者をはじめとした多くの市民が利用しており、安全性を確保するうえで、早急な対応が必要であったことから、緊急的な対応として停止の原因となった箇所の修繕を平成30年度に実施した。

当該設備は、平成4年に設置したものであり、昇降用インバーターユニット以外にも劣化が進んでおり、利用者の安全を確保し、閉じ込め事故等の重大事故を未然に防止するため、劣化箇所の修繕を実施する。

なお、エレベーター設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、機材の確保・互換性を考慮すると、エレベーターの製造会社以外では実施できない。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保を図ることができるのは、当該施設のエレベーターの構造を熟知している三精テクノロジーズ(株)のみであることから、製造会社である上記業者と随意契約を行い、修繕を実施する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局高齢者施策部いきがい課

(電話番号 06-6208-8054)

12

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター脱水機冷却水ポンプ修繕

2 契約相手方：(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する脱水機冷却水ポンプは、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機の軸受部の潤滑油を冷却する設備である。

本修繕は、脱水機冷却水ポンプが長時間の運転により、回転部分等が腐食および摩耗損傷しているため修繕を行うものである。

本ポンプは、(株)荏原製作所が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 修繕名称

天王寺動物園 爬虫類生態館他 1 箇所自家用発電設備修繕

## 2 契約相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

## 3 随意契約理由

本業務は、天王寺動物園爬虫類生態館他 1 箇所に設置された自家用発電設備の修繕である。

自家用発電設備の点検において、始動・制御用蓄電池の劣化及び機関潤滑油の劣化等により交換が必要なものがあることが判明した。本設備が停電時に正常に作動しない場合、空調機器等が停止し、飼育動物の環境に悪影響を及ぼすことから、修繕を行う必要がある。

本設備は、上記業者が設計製作したものであり、故障箇所の特定や部品も他社では製造しておらず整合性や修繕後も一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があることから、上記業者へ随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

天王寺動物公園事務所 (管理課)

(電話番号 06-6771-8404)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

### 2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるので当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事
- 2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

## 2 契約の相手方

(株) マコト電気

## 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局・南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)